

ミネソタ州の経済活動再開計画第3フェーズの発表

ポイント：

6月5日（金）、ウォルツ知事は、経済活動を安全に再開するための計画の第3フェーズの概要を発表しました。6月9日（火）午後11時59分から始まる第3フェーズでは、一定の条件下で、レストラン・バーでの屋内飲食、ジムやフィットネスセンターの営業等が可能となります。詳細は、下記のリンクおよび関連情報をご確認ください。

本文：

6月5日（金）、ウォルツ知事は、経済活動を安全に再開するための計画の第3フェーズの概要を発表しました。この発表内容は、6月9日午後11時59分に発効します。

第3フェーズのポイント

いずれの活動についても、マスクの着用と社会的距離の維持が求められています。

レストラン・バーでの屋内飲食が、通常営業時の定員の50%以下で、客数が250名を超えないこと等の条件下で営業可能。

理美容店、ネイルサロン、タトゥーパーラーなどの個人を相手にする業種が、通常営業時の定員の50%以下の客数等の条件下に、営業条件を緩和。

上記の業種において、従業員と利用客はマスクの着用と事前予約が求められています。

教会など宗教施設において、定員の50%以下等の条件下に、集会の条件を緩和。

プールは通常営業時の定員の50%以下等の条件下で営業可能。

屋外娯楽施設、ジムとフィットネスセンターは通常営業時の定員の25%以下であって、客数が250名を超えないこと等の条件下で営業可能。

映画館やボウリング場等の娯楽施設は、通常営業時の定員の25%以下等の条件下で営業可能。これら業種の再開に関するガイドラインについては下記のリンクをご確認下さい。

<https://staysafe.mn.gov/industry-guidance/entertainment.jsp>

若者が複数名で行うスポーツに関するガイドラインについては、下記のリンクをご確認下さい。

<https://staysafe.mn.gov/industry-guidance/organized-sports.jsp>

集会は屋内では10人以下、屋外では25人以下の条件下で開催が可能。

日程未定ながら、今後、第4フェーズが発表される予定です。内容に関する詳細は今後の動きをご確認下さい。

本発表の詳細については以下のリンクをご確認ください。

Executive Order 20-74

https://mn.gov/governor/assets/EO%2020-74%20Final_tcm1055-434913.pdf

ミネソタ州政府プレスリリース

<https://mn.gov/governor/news/#/detail/appId/1/id/434917>

在留邦人の皆様におかれては、良き市民として今回の発表内容の遵守に努め、不要不急の外出を避けて、引き続き関連情報の収集に努めて下さい。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400(24 時間対応)(注) Fax: (312) 280-9568

Email: ryojil@cg.mofa.go.jp

(注)コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前 9 時 15 分から午後 5 時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後 5 時以降、翌日午前 9 時 15 分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。